

## 平成29年度 第3回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

平成29年11月2日（木）13時30分～15時

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

峰島委員、松島委員、竹村委員、大谷委員、深尾委員、吉村委員、市川委員、岡委員、奴賀委員、河村委員、稲田委員、荻野江委員、前川委員、大菅委員

■欠席委員：

安藤委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

小西主席参事

■事務局：

健康福祉部	杉江副部長
子ども家庭部	望月部長
障害福祉課	黒川課長、松本参事、中川専門員、三浦専門員
発達支援センター	田中所長、倉田専門員

■傍聴者：

あり（1名）

### 1 開会

---

**【事務局】**

ただ今から平成29年度第3回草津市障害者施策推進審議会を開催します。

本日は、安藤委員が御欠席となります。15名中14名の委員の皆様にご出席いただきありがとうございますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

それでは審議会の進行を規則に基づきまして会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

## 2 議事

---

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、峰島会長が議事進行を行う。

(1) 第2次草津市障害者計画素案について

**【事務局】**

資料1～3に基づき説明

**【会長】**

全般にわたって、どこからどこまでと分けないでいろいろな御意見をいただくほうがいいと思いますので、御意見、御質問をいただきたいと思います。

**【委員】**

資料2「第2次草津市障害者計画案」の29ページの施策4「精神保健福祉対策の強化」について、全体的に対応がされているように感じますが、具体的に考えると、予防とか早期対応に関しての取組をもう少し強化していただければと願っています。

というのは、早期対応になったときにはすでに病気が進んでしまって、ご近所に迷惑になったり、問題行動が激しくなっています。思春期の中学校とか高校あたりで病気が始まって、それを精神疾患として保護者や周りの者が認識するまでに何年も経ってしまうのです。自分で病識がないぐらいに重くなった状態で早期対応を受けることになるので、中学校とか高校のときに事前に知識を本人や保護者にも知らせる機会があれば予防になるのではないかと。早く見つけて早く薬を飲めばきちんと高校生活や社会生活を営めるようになるので、早期対応と予防が重要な病気だと思います。

「施策を構成する主な事業」の中に予備知識を広く伝えるという事業があれば、偏見をなくすことにもなるし、予防にもなると思いますので、その辺を考えていただければと思います。

**【会長】**

29ページの主な事業に相談の窓口はいろいろあるのですが、障害のない子どもが障害のある子どもを理解するというだけではなく、障害になる可能性のある予備軍の子どもたちがその予備軍だということがわかるような教育も必要だということですね。これは考えてもいいのではないかと思いますので、今の時点で具体化できそうですか。

**【事務局】**

早期に気づくことによって重症化する前に対応ができるという部分ですが、今考えられることは、主な事業の15「草津市スクールソーシャルワーカー配置事業」の中で、こころの悩み事とかを相談してもらおうという形で連携していくことが対応になるかと考えています。

**【会長】**

そうすると、スクールソーシャルワーカー派遣事業の中には、児童生徒を対象にした講

習会とかも入っていると考えていいですか。

**【事務局】**

スクールソーシャルワーカーは全体的な研修までは入ってなくて、各学校へ派遣されて悩み事の相談を受けています。

**【会長】**

委員御指摘のことは、まだ相談に行くことができない子どもたちに、相談に行くことが大切なんだよという教育が必要だということで、それは御指摘のとおりだと思いますので、どこかで具体化できないでしょうか。

**【事務局】**

26ページの施策1の主な事業の5「体験実践活動推進事業」で福祉教育の充実を図っています。内容は学校によって異なりますが、障害の理解の促進などについての教育がされていると聞いています。

**【会長】**

障害の理解ということ一般ではなくて、思春期とかの子どもこのころの悩みについては早くに相談したほうがいいですよという、そういうものも含めて、障害の予知とか、大人でいうと精神衛生講習になるのですが、子どものそういうものも必要だというのは、施策1でもいいし、施策4に入れてもいいと思います。障害を健常の子どもたちが理解するというのではなくて、障害の予備軍に誰もがなりうるのだということを知ってもらい、そういうものを位置づけるということをどこかに入れる必要があるのではないかと。これはかなり重要だと思いますので検討してください。要するに、一般の子どもたちが障害を理解することだけではなくて、いろいろな子どもたち自身も障害者になる可能性があるのだよという形も含めて、すごく悩んだときには早くに相談しなさいという、こういうものですね。

**【事務局】**

既存の事業の中で対応するのかどうかも含めて、そこは入れ込む形で対応させていただきます。

**【会長】**

スクールソーシャルワーカーの中に研修事業とか講習事業を入れるのが一番いいような感じがするので、そこは少し検討してください。

全体の構成で、それぞれの施策のところ「重点的に取り組むこと」が書いてあるのですが、草津市としてこの計画で重点的に取り組むのはこの点とこの点だという一覧表は付けられないですか。例えば、24ページの基本目標に5つの目標が掲げられていますが、その中で重点的に取り組むものはこれとこれだというので挙げてもいいのではないかと。そうすると市民あるいは障害者もかなりわかりやすくなると思います。

**【事務局】**

このままだと施策を全部見ていかないと重点がわからないので、とくに重点的に取組むことは一覧表のような形でパッと見てわかるような記載をさせていただきます。

**【会長】**

どこかで工夫してください。前回いただいた意見について修正加筆等をしていただいています、新たに何かあればどうぞ。

**【委員】**

私は福祉教育というのはすごく大事だと思っていますが、それについてほとんどうたわれていない。教育委員会も知らないし、学校の先生に任せきりというなかで、もう少し福祉教育について系統だったものを書くようにすればいいと思うのですが、いかがですか。

**【会長】**

福祉教育は、26ページの「体験実践活動推進事業」にあります、それぞれやっているのをもっと充実するような方向を考えられないかということです。例えば、福祉教育で先生方がやっているのを交流するようなプログラムを充実するための機会を設けるとか、あるいは福祉教育の先生方への講習会を開きながら交流を進めるとか、そういうものが必要ではないか。ただ、先生方に任せるのではなくて、もっと全体として質を上げたり、充実するような方向が出せないか。

**【事務局】**

26ページの5「体験実践活動推進事業」でしか福祉教育は挙がっていないのですが、学校関係の課が来ていないので不確定な部分はあるのですが、学校でも環境部会とかいろいろ部会を設けて各学校の先生が連携されている部分がありますので、たぶんこの上には福祉部会なりそういうのがあつてのこの事業だと思いますので、5の書き方を、体験実践活動推進事業のもう一つ上の福祉教育の部会とかそういった事業名にして、福祉教育という部分を際立たせるのと、体験実践活動推進事業だけでなく、ほかの事業についても記載するように検討いたします。

**【委員】**

32ページの成果指標に相談件数が挙がっていますが、数が増えれば増えるほど成果があつたと見るものなのか、本来は逆であつて、減っていくのが成果ではないかと思うのです。そのほかにも成果指標の相談件数というのは全部数で挙がっているので、それでいくと数が増えるのが本当によいのかなと疑問を覚えます。

32ページの「重点的に取組むこと」に挙げてある基幹相談支援センターの設置については、主要な事業のどこに入るのですか。上に挙げてあるのに下のどこに書いてあるのかよくわからない。

38ページの成果指標に「特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できな

い人の数」が0となっていますが、これは間違いではないのですか。初めから0を評価に挙げるのはおかしいと思うのですが。

42ページの「特別な支援を必要とする子どもの個別の支援計画作成率」ですが、前回、作成されていますとおっしゃっていたような気がするのですが、なぜこれが100%になっていないのか教えてください。

46ページの職員採用事業は、障害者雇用率に達していないのであれば「推進します」とはっきりと宣言していただくほうがいいのかなと思います。

#### 【会長】

32ページの成果目標は障害者相談支援事業の相談件数にしていますが、相談が増えるのがいいことではないというのは御指摘のとおりで、ただ、時期に応じてこれが必要なときもあるだろうと思いますので、その根拠の説明がほしいということ。

38ページの0人というのは、特別支援学校を卒業しても障害福祉サービスが必要なのに利用できない人を0人にするという、こういう意味だろうと思います。今いるのかどうか、あるいは今後もそれを継続するのかどうか、この辺のところですね。

42ページは、「個別の支援計画」というので、前回出た個別支援計画とどう違うのかということだろうと思いますので、その説明をお願いします。

#### 【事務局】

32ページの成果指標の相談件数は、数が増えたからいいのかということはあるかと思いますが、相談という部分は今後力を入れていく必要があるところと考えておりますので、この指標を設定いたしました。指標の数値については、障害福祉計画のほうにも同じように設定をしているものがありまして、そちらも数値としては増えていくこととなりますので、それと合わせるような形でこちらのほうも記載をしております。

「重点的に取り組むこと」と下の事業との関わりですが、「施策を構成する主な事業」は現状の事業内容として記載しております。「重点的に取り組むこと」に挙げました基幹相談支援センターについては、26の「障害者福祉センター管理運営事業」と関わってくる内容になると考えております。

38ページの成果指標の「特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できない人の数」は、現状は卒業時に何らかのサービスを使っていたいただいておりますが、生活介護が不足しているという実情があります。週5日同じ事業所を利用できないという方は、いろいろなサービスを組み合わせた形で対応していますので、現在使えていない方がいるというわけではないのですが、希望される方にはサービスを利用していただけようサービスの確保に努めていきたいということで設定しました。

42ページの施策14の指標ですが、前回の説明では、必要な人には作成しないとけないものということで100%になるとお答えしましたが、なぜ100%でないのかといいますと、教育委員会からは、学校で必要と思っている人の中には保護者の理解が得られず、実際に作成できていない人がいると聞いています。そういう人が何人かいるため100%にはなっていません。ここに挙がっている数値が草津市の現状となります。

46ページの障害者雇用率の話ですが、市役所の障害者雇用率は達成できています。

**【会長】**

いちばん最後のは、市役所の職員では達成しているから、「さらに」とか、そういう表現にしたらどうですか。

**【事務局】**

「努めます」より積極的な書き方にします。

**【会長】**

32ページの相談支援事業については、身近なところで相談事業をもっと充実するというのが具体的に出ているところから、まだ相談しきれしていない人がかなりいるということで考えられている。38ページの誰もが障害福祉サービスをとるところは、0を維持するというので、これが目標になっていると。

**【事務局】**

生活介護事業所が全体的に不足してしまっていて、草津養護学校の卒業生が進路を決めるときに自分が行きたいところに行けない方が今後さらに出てくることも想定されている中で、市としてはそういう方を出さないように確保していきたいということで0人という成果指標になっています。

**【会長】**

わかりました。今御意見をいただいたところは、修正できるところは修正してください。基幹相談支援センターは、障害者福祉センター管理運営事業に書いていいのですか。書いてしまうと、そこがやることになるのですが、どういうふうにするかというのはまだ決まっていないのでしょうか。

**【事務局】**

基幹相談支援センターの設置に向けて相談支援事業所等と会議を開いて連携しながら、どういうあり方がいいのかという協議をしています。事業費として出てきていないので、どの事業に落とし込むかというのは、今後検討していくことになります。

**【会長】**

現状のままで御了解いただく以外にないということですね。

**【事務局】**

それをお願いしたいと思っております。

**【会長】**

これでいいと思います。やむを得ないと思いますので。

【オブザーバー】

28ページの「疾病等の予防と早期発見・早期対応」で、主な事業が「早期療育につながります」「支援へつながります」という形の記載に疑問を感じます。途切れのない支援をするために「つながります」で終わっていることはどうかなと思います。きちんと教育して支援をしていく、親身になって支援をしていくというのが支援サービスの提供の仕方かなと思うので、御検討いただきたいと思います。

相談体制とか精神保健福祉対策のところでは早期発見・早期対応が出ていて、精神疾患にかかる疾病教育が中学校の段階で入っているといいだろうという発言に私も賛成です。

発達支援とか精神保健福祉対策のところでは「ひきこもり」という言葉があまり表面に出てこなくて、生活困窮者対策のなかで連携してやりなさいという国の通知とかは出ているのですが、思春期の課題ではなくて、そうなってしまって長くなっている人たちへの対応というところで、ひきこもりを前面に出したほうがいいと思います。子どもの場合は、草津市は子どものための総合相談窓口の設置を進められて、かなり対応ができていたと感じたので、40歳前ぐらいからのひきこもりの対策が入らないかと思っています。

【会長】

一つは、28ページの「疾病等の予防と早期発見・早期対応」で、つなぐだけではなくて、途切れがないようにするということですね。

【オブザーバー】

この言葉だと、一定のここまではこの課ですけれども、次は違う課に渡しますみたいなイメージに捉えてしまう。

【会長】

そうですね。つなぐではなくて、途切れがないように、どのように系統的なものを積み重ねていくかという、そこをこのところを検討してほしいということです。

「疾病教育」という言葉は一般的に使っていいのですかね。

【オブザーバー】

モデル的にだったのですが、湖南病院が特定の市に入られて中学校で一般的なメンタルヘルスの学習に加えて疾患も少し入れていくと、だから一般的ということではありません。

【会長】

「疾病教育」という言葉はまだ一般的ではないけれど、その点は先ほどいったように重要だということ。もう一つは、ひきこもりが障害につながっていくことがかなりあるので、29ページの施策4「精神保健福祉対策の強化」に、思春期もそうですし大人になってもという、そこを入れてもいいのではないかと。引きこもりに対するいろいろな活動は市のほうでもあるはずですが、どこに位置づけられるか。

**【事務局】**

ひきこもりの方への対応については、生活保護とか生活困窮者を担当している生活支援課に総合窓口がございまして、そこでまずお話を聞いて、ひきこもりが何に起因するものなのか、こころの病気に起因するものか、生活困窮に起因するものか、それによって割り振ってその担当課と協議していくという形になっています。

**【会長】**

そこは位置づけて書いていただいたほうがいいと思います。「生活支援課の総合窓口と連携しながら」とか、そういう形になると思います。生活支援課で、どうもこころの病気がありそうだという場合に受け止めるという形になっているのですか。

**【事務局】**

ひきこもりについて主に対処していただいているのは、県の施策の中ではひきこもり支援センター等だと思いますが、市のほうではひきこもりの原因とか年齢層によって対応するセクションが変わります。総合窓口化をしようということで草津市は動いております。まだ決定はしていませんが、ワンストップができないかということで協議に入っているところです。現状は、就学前の子ども、学校に行っている子ども、社会人になってからの青年・老年という形のひきこもり、年齢層で対応が課によって違ってまいりますので、ちょっと悩ましいところではございます。

**【会長】**

事業としては書きづらいということですので、「精神保健福祉対策の強化」の上のところにそれを位置づける文章を入れられないか。たぶん精神保健防止対策との関係では、思春期の問題とそれ以後も含めたひきこもりがかなり大きな課題になりますので、どこかの事業にまだ落とし込むわけにはいかないということなので、ただし、そういうところも位置づけていくというので、上のところで位置づけるというのをぜひ書いていただきたい。

(2) 第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児福祉計画素案について

**【事務局】**

資料4～6に基づき説明

**【会長】**

全体を通して、御意見をいただければと思います。

**【委員】**

障害者総合支援法の3年後の見直しで来年の4月から具体化する自立生活援助と就労定着支援、まだ事業になるかどうかかわからないのですけれど介護保険に移行した場合の利用料の償還補助、これは今後具体化したら云々というのはどこかに入っていますか。

**【事務局】**

新しいサービスについては、自立生活援助は22ページに、就労定着支援は18ページにあります。重度対応型グループホームは、23ページの「共同生活援助」のなかで、「見込量確保のための方策」に「重度障害のある人に対応したグループホームの整備促進」にふれています。

**【会長】**

重度の人が入れるようにするというのと、重度対応型グループホームができるかもしれない。そうすると、介護保険に移行した場合の補助は、障害福祉サービスになるかわからないけれど、それもまだ具体化していないので、どこかに一言ふれておくぐらいの感じでいいと思います。

**【事務局】**

11ページの前段のところへの追加を検討したいと思います。

**【会長】**

それをお願いします。

**【委員】**

障害福祉計画は先ほどの障害者計画を受けてというか、お互いに関連があるんですね。障害者計画では重点項目を挙げていただいたのですが、そういう重点項目は福祉計画のほうはどうなっているのでしょうか。そういうところは関連する必要があるのかないのか教えていただきたいと思います。

**【事務局】**

障害福祉計画の4ページに、障害者計画と障害福祉計画の関係について示しています。障害者計画のほうは、障害者の方に関わる施策全般を示した基本計画という位置づけになりまして、そのうち障害福祉サービスについて見込量と確保方策を示したものが障害福祉計画となります。

この関係表を見ていただきますと、左側が障害者計画、右側が障害福祉計画です。重点的な施策という部分ですが、障害福祉計画は国の基本指針のなかで3年後を目標とした数値目標を挙げなさいということで、大きく5つの項目が設定されています。それが6ページから10ページにかけて挙がっていますので、こちらが大きな数値の目標になるということで、重点的にやるものになってきます。

**【会長】**

障害福祉計画は、草津市の障害者計画のもとにあるのですけれど、障害福祉計画は国の出した方針に即してやりなさいというのが上からきているので、重点的なところについては国の柱立てを尊重しなければならないのです。

私も今気づいたところですが、第2章「計画の数値目標」で、国の設定する項目は5つ

ですが、6つ目に草津市の先ほどの障害者計画の重点的なものが入ってもいいのではないのでしょうか。国はこういうふうにやれとっているけれど、草津市は特にこれやっているとこのところは改めて入れてもいいのではないかと。ただ、年数は福祉計画は3年なので違うけれどもというので位置づけてもいいのではないかと思うのです。そうすると少しわかりやすくなるのではないかと。

**【委員】**

そうしますと、福祉サービスについて数値目標を出すということで、現時点でそういうサービスがないものはこの計画のなかには挙がってこないということですか。

**【会長】**

そうです。福祉サービスについては障害者総合支援法の福祉サービス事業の計画となるのです。ですから今制度としてあるものの計画となる。よろしいでしょうか。ちょっとおかしいのはおかしいのですが、国がそうするようにと書いているので。

**【委員】**

障害者計画と障害福祉計画の関係表を付けていただいているのですが、なぜ2つつくっているのかもひとつ理解できないのです。

**【会長】**

ややこしいのを2つつくっている、それをつくったのは国だというふうに考えてもらえばいいのですけれど。障害者計画は広い分野のものを扱うということになっていて、その中の障害福祉計画は福祉のなかの障害者総合支援法のサービスに限定して数値目標を出しなさいというふうになっているのです。年数はまた違っていて、障害福祉計画は3年です。わかりにくいと思いますが、これは草津市がわざわざややこしくしているわけではなくて、国がそうしなさいとなっているので。

私からの提案で、そういうふうにわかりにくいところがあるので、国が出しているのはこうなんだけれど草津市としてはこういうふうな重点施策ももっていますよというふうなものを、例えば第2章のところに障害者計画のなかで出した「重点的に取り組むこと」は再掲してもいいかもしれない。そのほうがわかりやすいという感じがして、障害福祉計画ではこういう重点になっているけれど、草津市としてはこういう重点も独自に設定していますというのを入れてもいいのではないかと。その辺は検討してください。

**【事務局】**

了解しました。

**【会長】**

それぞれの数値目標等についてご意見がありましたらどうぞ。これはある程度実態に即してつくってもらったというのがあるのですが、国のほうが数値を出す方法を提示しているので、その辺は説明がされているということで、よろしいでしょうか。

(3) その他

【事務局】

今後のスケジュールを簡単に説明させていただきます。今日の審議会が終わってから答申をいただき、12月中旬から1月中旬にかけてパブリック・コメントを実施します。その後、パブリック・コメントでいただいた意見に対して必要な修正を行ったうえで、3月に最終案の作成と製本を予定しています。最終製本したものにつきましては、でき次第、委員の皆様へ送付させていただきます。

【会長】

今日いただいた意見をこの文章にどのように反映するかについては、事務局と正副会長に一任をお願いしたいと思います。また、家に帰ってから思いついたということもあるかもしれませんので、最終的な意見はいつまでに出したらいいのでしょうか。

【事務局】

来週中に御意見をいただきましたら最終の調整をさせていただきます。

【会長】

それでは、今日いただいた意見と、さらに家に帰ってもう一度ゆっくり考えてみたらということも含めて来週中までに御意見があった場合は、事務局に調整をお願いしたい。そのうえで答申案にどのように反映させるかということについては事務局と正副会長に御一任をお願いしたい。もう一つは、市民からパブリック・コメントをもらって大幅に修正する内容とか、あるいは制度が大幅に変わるとか、そういうことがあった場合は審議会をもう一回開かなければならないということもあるのですが、開く開かないも含めて事務局と正副会長に一任をお願いしたいということで、よろしいでしょうか。

【会長】

では、御了承いただいたということで、そのほか皆さんのほうから何かありましたら出していただければと思います。この審議会はアフターフォローもやるので、これでまったく終わりということにはなりません。

【事務局】

計画ができあがったあと来年はその執行管理等について審議会を開催して御審議いただくという形になっています。

【会長】

これで終わるということではなくて、今後も引き続き審議を進めていくということになります。それでは今日はこれで終わりたいと思います。では事務局に進行をお返しします。どうもありがとうございました。

### 3 閉会

---

#### 【事務局】

3回という短い期間ではございましたが、いろいろと意見をいただきましてありがとうございました。今日いただきました意見を反映いたしまして計画を答申案という形で調整させていただきたいと思います。

閉会にありまして、子ども家庭部長の望月から一言御挨拶を申し上げます。

#### 【望月部長】

子ども家庭部の望月でございます。本日は、御多用の中にもかかわりませず、このような形で御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回は三本の計画を一挙に進めていただくということで大変御無理なことをお願いしながら、また膨大な資料のなかで御審議いただきましたこと、誠に申し訳なく思っております。また、まとめていただきまして、会長、副会長、ありがとうございました。

先ほど担当のほうからもお伝えさせていただきましたように、本市におきましては、本日策定いただきました、また一部分修正させていただきますけれども、その修正案をもとに答申いただきながら、パブリック・コメントを経て、計画を完成させていただくこととなります。計画で定めていただいております基本理念の「障害のある人ない人も、誰もがいきいきと輝けるまち、草津」を目指し、目標値の達成に向け、計画に基づいて来年度から施策展開をしてまいる所存でございます。

長時間にわたりありがとうございました。策定にあたってのお礼を申しあげまして、終わりの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。